

平成31年第2回

東大和市農業委員会議事録

平成31年2月21日

東大和市立中央公民館視聴覚室

東大和市農業委員会

平成31年第2回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成31年2月21日(木)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市立中央公民館視聴覚室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第4号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第5号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第6号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
日程第7 議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている
旨の証明願いについて
日程第8 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い
について

5 出席委員(14名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 石 原 隆 | 2番 石 川 文 男 |
| 3番 関 田 文 吉 | 4番 関 田 義 保 |
| 5番 小 林 由美子 | 6番 比留間 淳 二 |
| 7番 岸 光 敏 | 9番 乙 幡 重 男 |
| 10番 岩 田 高 雄 | 11番 町 田 悦 郎 |
| 12番 中 村 勝 司 | 13番 森 田 良 子 |
| 14番 木 下 修 一 | 15番 大 羽 敬 子 |

6 欠席委員 なし

7 出席した職員

事務局長 小 川 泉 係長 岩 田 豊 和

8 会議の結果

報告第4号～第6号について、専決処理を確認した。

議案第3号～第5号について、審議した結果、証明書を発行することを決定した。

9 会議の概要

事務局長 会議の前に、本日の出席状況につきまして報告いたします。

定数15、現員数14、14名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例会が成立することをご報告いたします。

以上でございます。

会長、よろしくどうぞお願いいたします。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 では、ただいまより平成31年第2回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたします。

小川事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第8までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第4号 農地法第3条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第5号 農地法第4条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第6号 農地法第5条の規定による届出7件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い2件について、ご審議いただきます。

日程第7、議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件について、ご審議いただきます。

日程第8、議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い1件につ

いて、ご審議いただきます。

日程につきましては、以上でございます。

よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、1番、石原隆委員、2番、石川文男委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。（会長報告）

◎報告第4号

議 長 続いて、日程第3、報告第4号 農地法第3条の規定による届出3件について専決
処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長（議事日程に基づき説明 3件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第4号 農地法第3条の事案については、所有権の移転の確認ができておりますので、
受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 ないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第5号

議 長 続いて、日程第4、報告第5号 農地法第4条の規定による届出3件について専決
処理をしておりますので、ご報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長（議事日程に基づき説明 3件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第5号 農地法第4条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますの
で、受理を確認します。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第6号

議 長 続いて、日程第5、報告第6号 農地法第5条の規定による届出7件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 7件)

議 長 朗読及び報告いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告をいただきます。

7番以外については事務局の報告のとおりですので、省略いたします。

それでは、7番の事案について報告をいただきます。

高木地区担当、関田文吉委員。

関田委員 それでは、7番の事案について報告をいたします。

平成31年2月12日火曜日、現地にて所有者本人に転用する意思のあることを確認いたしました。

以上でございます。

議 長 報告をいただきました。

報告第6号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理してございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第3号

議 長 続きまして、日程第6、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い2件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明 2件)

議 長 朗読及び説明いたしました。

それでは、申請番号1番について審議いたします。

生前、被相続人が農業経営を行っており、引き続き相続人が農業経営を続けていく適格者

であるか、また、申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当委員から、被相続人の農業従事の状況について意見を求めます。

狭山地区担当、関田委員。

関田委員 それでは、ご報告いたします。

被相続人につきましては、生前農業に従事していたことをご報告いたします。

以上です。

議 長 地区委員から意見をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 面積がうち面積で946ということだったと思うんですが、先ほどの3条の届出の面積と数字が違うんですけれども、これわかりますか。

議 長 事務局。

係 長 ほぼ3条と同時では出てきていたんですが、この適格者を申請にするに当たって、実測を図って、それで面積は実測に変えさせていただきました。

3条のほうは、基本的には相続してすぐ引き継ぐものですから、そのままの公簿上の面積で申請しておりますので、その関係で面積に相違が出ております。

町田委員 3条が公簿。

係 長 公簿です。

その後、適格者のほうは実測でやっていたので、今回はそのようにさせていただきました。

議 長 町田委員、よろしいですか。

町田委員 はい。

議 長 ほかに何かございますか。

(発言する者なし)

議 長 では、特にないようですので、採決をいたします。

適格者と認定し、適格者証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番について審議をいたします。

申請番号2番については、申請番号1番と被相続人が同一であるため、被相続人の農業の従事状況については省略させていただきます。

それでは、本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決をいたします。

適格者と認定し、適格者証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第4号

議 長 続きまして、日程第7、議案第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長（議事日程に基づき説明 1件）

議 長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 この案件については、10分の9はこの方で、10分の1がだんなさんでよろしいんですね、3条の届出関係でいくと。

係 長 これは引き続きですので、案件が違います。

議 長 よろしいですね。

町田委員 いいです。

議 長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決をいたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

◎議案第5号

議 長 続きまして、日程第8、議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長（議事日程に基づき説明 1件）

議 長 朗読及び説明をいたしました。

説明のとおり、本事案は生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いです。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

本事案は説明のとおり、申請者の母が農業に従事していたかをご判断いただくものです。

生前、申請者の母が営農していたかどうかについて、地区担当委員の意見を求めます。

狭山地区担当、関田委員。

関田委員 それでは、ご報告いたします。

申出者の母につきましては、生前農業に従事していたことをご報告いたします。

以上のとおりです。

議 長 地区委員から意見をいただきました。

現地の状況をあわせて、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 所有権なんですけど、10分の9、10分の1になっていますよね、この土地について。

この場合の買取申出は、この10分の9だけを出せばよろしいという形になるんですか。

係 長 買取申出に関しては、共有の場合は共有者全員の同意が必要になります。ですので、一方だけではできないですね。連名でという形になります。

町田委員 例えば、証明願いの場合はどうなるの。

係 長 証明は、誰が従事したかという証明ですので。その後の都市計画課に出す買取申出については、共有者全員が必要になります。

町田委員 わかりました。

議 長 よろしいですか。

町田委員 はい。

議 長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数。

よって、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を発行することに決定いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

(午後 2時45分)